

○厚生労働省告示第三百七十四号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正後の別表第三無機薬品及び有機薬品の項第九十号の規定は、平成二十四年八月十九日から適用する。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第二号イ中「もの（）」の下に「第一類医薬品及び」を加える。

別表第一中第十七号を第二十一号とし、第十三号から第十六号までを四号ずつ繰り下げ、第十二号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 ミコナゾール。ただし、<sup>ちゅう</sup>膿剤に限る。

別表第一中第十一号を第十四号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 トラネキサム酸。ただし、しみ（肝斑に限る。）改善薬に限る。

十三 ニコチン。ただし、貼付剤に限る。

別表第一中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一

号を加える。

五 ジクロロボス。ただし、プラスチック板に吸着させた殺虫剤（ジクロロボス五パーセント以下を含有するものを除く。）に限る。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百五十号を第二百五十一号とし、第二百五号から第二百四十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二百十四号中「ミコナゾール」の下に「。ただし、ちっ腔剤を除く。」を加え、同号を同項第二百十五号とし、同項中第二百十三号を第二百十四号とし、第九十号から第二百十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八十九号の次に次の一号を加える。

百九十 フラボキサート

別表第三無機薬品及び有機薬品の項第百五十号中「ニコチン」の下に「。ただし、貼付剤を除く。

」を加える。